
教 育 委 員 会 規 則

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第18号

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「**印**」を削り、「以下のもの」を「以下の者」に改め、同様式注3中「転貸してはいけません」を「転貸してはなりません」に改める。

別記第3号様式及び別記第5号様式中「**印**」を削る。

別記第6号様式中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則